

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 大企業 前号に規定する者以外の会社をいう。
- (4) 法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (5) クラウドファンディング インターネットを介して、不特定多数の者から資金を調達することをいう。
- (6) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金をいう。
- (7) 返礼品 ふるさと納税による寄付をした者に対して贈呈する物品、サービス等をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、本市において起業する者が起業の際に必要な資金の調達を支援することにより、本市における起業を推進し、産業振興及び経済活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助事業実施計画書の提出日において、市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない法人若しくは個人事業主又は補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体であること。
- (2) 法人を新たに設立する若しくは既に設立している場合、その設立時点において次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者
 - イ 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する者

(3) 日本標準産業分類に定める業種（別表第1に掲げる業種を除く。）に該当する事業を営む者であること。

(4) クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった金額が目標額に達しなくても事業を実施する見込みの者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとする事業者

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者

(4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う事業者

(5) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団

(6) 鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者

(7) 前各号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 本補助金は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

3 事業が採択された日から交付決定の前日までの間に着手された事業に要する経費については、事前着手届（様式第2号）を次条第1項に規定する書類と併せて市長に提出した場合に限り、補助対象経費とすることができる。

（補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択）

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業実施計画書、様式第3号による補助事業収支予算書及び様式第5号による市税等納付状況確認同意書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助事業実施計画書等の提出があったときは、その内容を審査の上、採択の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項に規定する採択の可否を決定後、補助事業実施計画書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。

4 前項の通知は、様式第4号により行うものとする。

（クラウドファンディング型ふるさと納税の実施）

第7条 前条第3項の規定により補助事業実施計画書の採択を受けた補助対象者は、市と連携してクラウドファンディング型ふるさと納税により寄付を募るものとする。

2 市長は、前項のクラウドファンディング型ふるさと納税により資金を提供した者（以下「寄付者」

という。)に対して、返礼品を送らないものとする。ただし、補助対象者からは、総務省が定める基準のもと、寄付者に対して、事業に係る返礼品を送ることができる。

3 寄付者との間に紛争が生じた場合は、補助対象者の責により解決するものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄付の募集期間終了後、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第4条の申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業実施計画書(様式第1号)

(2) 補助事業収支予算書(様式第3号)

(3) 市税等納付状況確認同意書(様式第5号)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、同一の年度において、鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金交付要綱と、この要綱に基づく補助金の交付を重複して受けることはできない。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める補助事業等実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、補助事業実施報告書(様式第6号)及び補助事業収支決算書(様式第7号)によるものとする。

(補助対象者の義務)

第12条 補助対象者は、寄付者に対して、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、事業の経過報告、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、その他認定事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行うものとする。

(秘密の保持等)

第13条 補助対象者は、補助事業の業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 補助対象者は、補助事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57

号)等の個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大分類	中分類
A 農業、林業	01農業、02林業
B 漁業	03漁業（水産養殖業を除く。）、04水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05鉱業、採石業、砂利採取業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33電気業、34ガス業、35熱供給業、36水道業
G 情報通信業	37通信業、38放送業
H 運輸業、郵便業	42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業、48運輸に附帯するサービス業、49郵便業（信書郵便事業を含む。）
J 金融業、保険業	62銀行業、63協同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65金融商品取引業、商品先物取引業、66補助的金融業等、67保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）
K 不動産業、物品賃貸業	68不動産取引業、69不動産賃貸業・管理業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71学術・開発研究機関、74技術サービス業（他に分類されないもの）（うち小分類741をいう。）
O 教育、学習支援業	81学校教育、82その他の教育、学習支援業（うち、小分類821、822をいう。）
P 医療、福祉	83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86郵便局、87協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88廃棄物処理業、91職業紹介・労働者派遣業、93政治・経済・文化団体、94宗教、95その他のサービス業、96外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く。）	97国家公務、98地方公務
T 分類不能の産業	99分類不能の産業

※上記分類は、日本標準産業分類に基づく。

別表第2（第5条関係）

1 補助対象事業	2 区分	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
市内において新たに創業する者等による事業で以下に該当するもの	クラウドファンディング調達相当額	創業前又は創業後において事業実施に必要な経費（※1）	10分の10	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄付金の額
・地域課題の解決に資する事業 ・地域資源を活用した事業	上乗せ補助額	創業前又は創業後において事業実施に必要な経費で以下に該当するもの ・施設整備費（用地取得費は除く。） ・機械装置費 ・備品費	2分の1（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して集めた寄付金の額を超えない範囲で上限100万円

※1 ただし、下記の経費については補助対象とならない。

- ・代表者や役員の人件費
- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・法人設立等に係る登録免許税、収入印紙代
- ・申請者の配偶者又は三親等内の親族が所有する事務所等の賃貸に係る経費
- ・事業所等の賃貸に係る仲介手数料、敷金、礼金又は保証金等諸経費
- ・資本金、食糧費、租税公課、その他社会通念上不適切と認められる経費
- ・クラウドファンディングに係る寄付者への返礼品に要する経費

様式第 1 号（第 4 条、第 6 条、第 8 条関係）

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金 補助事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

フリガナ	
氏名 (代表者氏名)	
住所 (所在地)	〒
連絡先	
E-mail	

2 事業概要

屋号 (法人名)	
業種	日本標準産業分類細分類 業種名：コード：
事業所の 所在地 (創業予定地)	〒
創業日※ (創業予定日)	年 月 日
事業形態	個人・法人 (法人の場合) 資本金 千円
従業員数	人 (内パート・アルバイト 人)

※個人の場合は税務署の開業届に記載された開業日、法人の場合は履歴事項全部証明書に記載された会社設立の年月日

3 事業計画

事業名	
創業の経緯及び本事業の知識・経験、事業に関連した資格等	
事業の具体的内容 (対象者、対象地域、規模、独創性、スケジュール等)	
活用しようとする地域資源の内容又は解決しようとする地域課題の内容	

寄付目標額及び寄付募集のための周知・広報計画	寄付目標金額 _____ 円				
寄付者への返礼品	返礼品の有無：_____				
寄付者に対して寄付後も継続して事業に関心を持ってもらうための工夫					
経営計画 (千円)			1 年目	2 年目	3 年目
	売上高 (①)				
	売上原価(仕入高) (②)				
	売上総利益③ (①－②)				
	経 費	人件費			
		その他			
		合 計④			
	営業利益 (③－④)				

既に創業している場合は、下記の書類を添付すること。

- ・税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- ・定款及び履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）

令和 年 月 日

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金 事前着手届

申請者 住所

会社名

代表者役職・氏名

㊞

（自署の場合は押印不要）

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記条件を承諾の上で、補助金交付決定前に着手をしたいので届け出ます。

記

1. 事業名

2. 事業内容

3. 事前着手の理由

4. 事前着手の条件

- （1） 実施事業について、交付決定を受けるまでの期間内に、災害等の理由により発生した損失は当社の負担に帰すること。
- （2） 交付決定されない場合、もしくは、交付決定が取り消された場合は、事業費は当社が負担すること。
- （3） 交付決定を受けた金額が交付申請額、交付予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- （4） 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの間に事業の変更は行わないこと。

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金 補助事業収支予算書

申請者名：

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考
自己資金		
借入金		
本補助金		クラウドファンディング調達相当額
本補助金		上乗せ補助額
その他		
計		

※クラウドファンディングによる寄付額が目標金額未達成の場合の不足分に対する調達見込み

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
計		

第 号
年 月 日

様

鳥取市長 印

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金 補助事業実施計画 採択 ・ 不採択 通知書

年 月 日付で提出のあった鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金に係る補助事業実施計画については、採択 ・ 不採択 とすることとしますので、下記のとおり通知します。

記

（採択の場合）

- 1 事業名
- 2 その他

（不採択の場合）

- 1 不採択とする理由等
- 2 その他

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所
会社名
代表者役職・氏名 ⑩
(自署の場合は押印不要)
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金 補助事業実施報告書

1 事業実施主体の概要

フリガナ	
氏名 (代表者氏名)	
住所 (所在地)	〒
連絡先	
E-mail	

2 事業概要

屋号 (法人名)	
業種	日本標準産業分類細分類 業種名：コード：
事業所の 所在地	〒
創業日※	年 月 日
事業形態	個人・法人 (法人の場合) 資本金 千円
従業員数	人 (内パート・アルバイト 人)

※個人の場合は税務署の開業届に記載された開業日、法人の場合は履歴事項全部証明書に記載された会社設立の年月日

3 実施報告

事業名	
事業の具体的内容 (事業を実施した ことが分かる写 真、パンフレッ ト、チラシ等を添 付すること。)	
活用した地域資源 の内容又は解決に 向けて取り組んだ 地域課題の状況	

寄付額に係る所見 と分析及び寄付者 に関心を持っても らうための取組 みについて	
今後の展望	

下記の書類を添付すること。（補助事業実施計画書に添付した場合は省略可。）

- ・ 税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- ・ 定款及び履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）

鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金 補助事業収支決算書

申請者名：

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考
自己資金		
借入金		
本補助金		クラウドファンディング調達相当額
本補助金		上乗せ補助額
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考
施設整備費		
機械装置費		
備品費		
計		